

令和3年4月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和3年4月27日（火）午後2時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室
- 3 出席 教育長（中道公子）
教育委員会委員（下古谷博司，福嶋礼子，山中秀志，吉澤時子）
- 4 議場に出席した職員
教育次長（亀井正俊），教育委員会事務局参事（神原由明），参事兼教育総務課長（伊川歩），参事兼教育政策課長（小林佐織），学校教育課長（磯部仁），教育指導課長（西村佳代子），教育支援課長（藤本寧夫），参事兼地域協働課長（竹下直哉），子ども育成課長（善福一博），書記（木葉健介），書記（川村浩司）
- 5 議事
 - （1）専決（鈴鹿市教育委員会書記の任免）の承認について（教育総務課）
 - （2）専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認について（学校教育課・子ども育成課）
 - （3）学校運営協議会委員の任命について（教育支援課）
 - （4）専決（鈴鹿市ふれあいセンターに係る使用料の減免）の承認について（地域協働課）
- 6 報告事項
 - （1）鈴鹿市教育振興基本計画 令和3年度実行計画について（教育総務課）
 - （2）令和2年度 鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について（学校教育課）
 - （3）新型コロナウイルス感染症に関する対応について（教育総務課）
- 7 その他
 - （1）令和3年5月教育委員会定例会の開催について（教育総務課）
- 8 傍聴人 2名

（参事兼教育総務課長）議事に入ります前に，4月1日付けの人事異動におきまして，職員の異動がございましたので，本日出席しております課長以上の職員について，改めて自己紹介をさせていただきたいと思いますが，よろしいでしょうか。

（教育長）はい。お願いします。

《課長以上の職員から挨拶》

(教育長) 職員の皆さん、ありがとうございました。

それでは、改めまして定刻となりましたので、ただ今から令和3年4月教育委員会定例会を開催します。

本日の議事録署名委員は、吉澤委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第1990号「専決（鈴鹿市教育委員会書記の任免）の承認について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき書記の任免を行うについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決しましたので、同条第2項の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第1990号「専決（鈴鹿市教育委員会書記の任免）の承認」につきまして、説明申し上げます。

本議案は、令和3年4月1日付け人事異動に伴い、それまで鈴鹿市教育委員会書記を兼務しておりました、教育総務課総務グループの鈴木明副参事が異動し、新たに、教育総務課総務グループに木葉健介副主幹が着任しましたので、2人の鈴鹿市教育委員会書記の任免を行うため、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、鈴木副参事の兼務を解く発令を令和3年3月31日付けで、木葉副主幹の兼務発令を令和3年4月1日付けで専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書2ページを御覧ください。まず、解く発令ですが、「事務職員 鈴木明 鈴鹿市教育委員会書記の兼務を解く 令和3年3月31日 鈴鹿市教育委員会」。次に、兼務発令ですが、「事務職員 木葉健介 鈴鹿市教育委員会書記に兼ねて任命する 令和3年4月1日 鈴鹿市教育委員会」。以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第1990号「専決（鈴鹿市教育委員会書記の任免）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第1990号を原案のとおり承認いたします。

次に、議案第1991号「専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決しましたので、同条第2項の規定により、この議案を提出いたします。

(学校教育課長) それでは、私からは議案第1991号「専決 (鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正) の承認」につきまして、説明申し上げます。

本議案は、「鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則」の一部を改正するものでございまして、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、令和3年4月1日からの施行として令和3年3月26日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書4ページを御覧ください。改正内容でございますが、パートタイム会計年度任用職員の職務内容に応じ、報酬の額に合わせた区分に変更するもので、養護については、養護教諭相当免許状を所有し、養護教諭及び養護助教諭の補助をするという職務内容を考慮し、時間額920円の区分に、また、幼稚園講師については、鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則に規定されている保育士と同額である時間額1,200円の区分に規定することに伴い、講師の区分から除外する所要の改正を行うものでございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(福島委員) この議案に対して異存はないのですが、幼稚園講師と講師では、かなり金額が違うのですね。

(子ども育成課長) 元の単価の設定が、市のパートタイム会計年度任用職員に合わせて運用しております。それを明記させていただいたというのが、今回の改正内容になります。

(福島委員) 鈴鹿市で看護師さんというのは、何人くらいいるのでしょうか。

(学校教育課長) 看護師につきましては、現在、医療的行為を必要とする小学校2校と中学校1校に配置をさせていただいております。

(福島委員) その方は常駐でずっといらっしゃるのでしょうか。

(学校教育課長) 常駐させていただいております。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。

それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 1991 号「専決 (鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正) の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 1991 号を原案のとおり承認いたします。

それでは、次に、議案第 1992 号「学校運営協議会委員の任命について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 2 項の規定に基づき、学校運営協議会委員の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(教育支援課長) それでは、私からは議案第 1992 号「学校運営協議会委員の任命」につきまして、説明申し上げます。

6 ページを御覧ください。各小中学校長から推薦がございました令和 3 年度の学校運営協議会委員の名簿でございます。校長を含めまして、小中学校の委員の合計人数は、414 人となっております。委員の内訳といたしましては、地域関係者が 278 人、PTA 関係者が 77 人、有識者が 19 人、校長が 40 人となっております。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(福嶋委員) 委員の任命に異存はありません。昨年は、コロナの関係で開催できなかったかもしれませんが、学校運営協議会ではどのようなことが議論されていて、どのような活動をされているのでしょうか。

(教育支援課長) 学校運営協議会は、毎年、各小中学校でだいたい 6 回開かれていて、1 回目では、各学校の学校経営方針を各校長が示して、承認いただくという、大きな内容になります。各学校での議論は様々ですが、各学校が持っている課題や、全国学力学習状況調査の結果を報告しながら、どのようにするかということなどについて、議論を行っています。そして、年度最後の 6 回目に、学校関係者評価というものをしております。

(福島委員) 学校の輪が広がって、いろいろな方が関係して、とても良いことだと思います。学校の評価をされているというのがあったのですが、どのようにやっているのでしょうか。

(教育支援課長) まず、学校が項目ごとに自己評価を行います。それにつきまして、委員の皆さんから関係者評価ということで、御意見をいただき、その意見を基に来年度に向けての改善点を考えるということで、最終的に学校評価というのをまとめさせていただきます。

(福島委員) 具体的に昨年はこのようなことが目標で、このようなことが課題に残っていたというような、はっきりと問題点が出てきているということでしょうか。

(教育支援課長) 例えば、学校としては数値目標を設定して、その目標に対して今年はいくらだったという報告をして、それでは来年このような改善をした方が良いなどの御意見をいただいて、それについて取り組むなどをしています。それぞれの学校評価は各学校のホームページに掲載していますので、地域の方、PTAの方も見るができるようになっていきます。

(福島委員) 学校のホームページを見てみます。

(下古谷委員) 創徳中学校だけが、3名くらい少なくなっています。規則の中で何名以上という定めがあったとしても満たしていると思いますが、創徳中学校だけ何か特別な理由があるのでしょうか。

(教育支援課長) この人数につきましては、鈴鹿市の学校運営協議会の運営規則の中で、校長以外の協議会の委員は10人以内とするという上限がありますが、下限に関する規定はありません。ただ、あまりにも少ないと幅広い意見をいただくことができないので、ある程度はということで、表にあるような状況です。創徳中学校は毎年、このような人数になっており、学校の事情によると思います。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。

それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第1992号「学校運営協議会委員の任命について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第1992号を原案のとおり承認いたします。

それでは、次に、議案第1993号「専決（鈴鹿市ふれあいセンターに係る使用料の減免）の承認について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市ふれあいセンターに係る使用料を減免するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決しましたので、同条第2項の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼地域協働課長) それでは、私からは議案第1993号「専決の承認について」説明申し上げます。

8ページを御覧ください。鈴鹿市ふれあいセンターに係る使用料の減免について、令和2年7月1日から令和3年3月31日まで実施しておりましたが、引き続き令和3年度も使用料の減免を継続するものでございます。「3 趣旨」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver.8が令和3年3月26日に一部改訂され、県・市主催イベントの開催基準が令和3年4月30日まで延長されたことに伴い、市内文化施設等の一部の部屋について収容率制限(上限50%)を継続しております。

また、感染症拡大防止と社会経済活動の維持との両立と、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図ることに寄与すると共に、市民の皆様の文化芸術・生涯学習活動の活性化と施設の円滑な利用を図るため、施設の基本使用料減免を同様に継続いたします。

減免期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。減免費用と減免率について変更はございません。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(福島委員) 参考として、市民会館、文化会館の使用料のことも書いていただいているのですが、ほかの貸館施設はどうなっているのでしょうか。

(参事兼地域協働課長) 文化スポーツ関係につきましては、市長部局の方に所管が変更になりましたことから、教育委員会の議案案件となっていません。そのため、今回提案されていません。ふれあいセンターにつきましては、社会教育施設ということで、教育委員会の所管になっておりますことから、今回、専決ということで、議案とさせていただきました。

(福島委員) 公民館はどうなのでしょう。

(参事兼地域協働課長) 公民館につきましても社会教育施設ということで、地域協働課が所管しております。ただ、公民館活動につきましては、施設の減額はしておりません。従来通りの活動で貸館をっております。

(福島委員) そこは減免する方針ではないのでしょうか。

(参事兼地域協働課長) 今回、ふれあいセンターにつきましても、ホールの減免ということで、貸館施設等につきましては、減免ではございませんので、同様に公民館も同じ扱いとなっております。

(下古谷委員) 冷暖房を使った場合は、使用料の 20 パーセント、練習などでは 30 パーセントなどと書いてありますが、この 20、30 パーセントというのも今回の場合だと、50 パーセントに減免された額の 20、30 パーセントとなるのでしょうか。

(参事兼地域協働課長) 今回の利用につきましては、基本使用料の減免ということで、冷暖房につきましては、別途かかります。本来の基本使用料、こちらですと、ふれあいホールの「平日」、「土曜日、日曜日及び休日」と書いています金額に対して 50 パーセントの減免をさせていただくものでございます。

(下古谷委員) 冷暖房を使った場合についての 20 パーセントというのは、50 パーセントになった額の 20 パーセントでよろしいでしょうか。

(参事兼地域協働課長) 使用料の 20 パーセントということになっていますが、あくまで減額前の使用料の 20 パーセントとなっています。その根拠としまして、冷暖房設備を使用するということで、電気代というのは相当かかっていますので、その費用を負担してもらうということで、その 20 パーセントというのは元の額の 20 パーセントとさせていただきます。

(下古谷委員) 9 ページの「入場定員（収容率）にかかるイベントの類型」の表の真ん中で「飲食を伴うが発生がないもの」の「発生」は、声を出すという「発声」の間違いではないでしょうか。

(教育長) その部分について、訂正をお願いします。

ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。

議案第 1993 号「専決（鈴鹿市ふれあいセンターに係る使用料の減免）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 1993 号を原案のとおり承認いたします。
続きまして、報告事項に移ります。

報告事項 1 番目の「鈴鹿市教育振興基本計画 令和 3 年度実行計画について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) それでは、報告事項の1番目「鈴鹿市教育振興基本計画 令和3年度実行計画」について、説明申し上げます。

報告資料1ページの「鈴鹿市教育振興基本計画令和3年度実行計画修正箇所一覧」を御覧ください。本実行計画につきましては、令和3年1月教育委員会定例会におきまして、報告したところですが、その際、一部の指標で、令和2年度の実績値が確定していなかったことと、令和3年度の目標値を修正した基本事業がございますので、改めて報告させていただきます。

令和2年度の実績値が確定したものは、青塗りしてある箇所で、基本事業「1-1 英語教育」、「2-1 キャリア教育」、「3-2 情報モラル教育」の3事業になります。また、令和3年度の目標値を上方修正した事業は、赤く塗りつぶしてある「7-2 施設等の環境整備」の1事業になります。また、今回新たに令和2年度と令和元年度の実績値について比較を表す矢印を追記いたしました。この矢印の下にある米印につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による数値の下降要因と考えられるものを印しております。なお、この一覧の表中において、1月教育委員会定例会では、「令和2年度の現状値」と表記があったものを、今回、「令和2年度実績値」と表記を変更させていただいております。参考といたしまして、資料の最後に今回の修正内容を反映させました「鈴鹿市教育振興基本計画 令和3年度実行計画」を、併せてお配りさせていただいております。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(山中委員) 「7-1 人的環境の整備」の「介助員などの適切な配置」について、これは4.6人から5.2人ということで、頑張っている印象があったのですが、5.2人になった理由はありますか。

(学校教育課長) まず一つの要因は、予算が関係しておりまして、介助員を配置するに当たり、予算要望をし、おおよそ翌年度の支援学級籍の子どもがどれくらいかという予想をして要望をするのですが、どれだけ要望しても良いということにはなりませんので、ある程度の予想と、市の財政もひっ迫していることもあり、バランスを考えつつ要望していったところでございます。併せて昨今の特別支援学級籍児童の増加もありまして、ここまでは順調に来てはいたのですが、昨年度もめいっぱい配置をさせていただいたところですが、このような数値となってしまいました。

(山中委員) そういった中で、令和3年度の目標値が4.4人ということですが、これは達成可能な数値なのでしょうか。かなり厳しいように思いますが。

(学校教育課長) 現状、令和3年度の目標値4.4人、そして、令和5年度には4.2人と掲げてはいるのですが、非常に厳しい状況となっています。

(吉澤委員)「1－1 英語教育」について、パフォーマンステストというのは、どのような内容のテストなのか、また、その結果がどのように出ているのか教えていただけないでしょうか。

(教育指導課長) パフォーマンステストは、英語の実技のテストで、聞く、話す、読む、書く、を4技能と言いますが、リスニング、リーディング、ライティングとあるのですが、実際に、日常の授業または、テストで一人ひとりの子どもたちにやり取りをするということです。結果については、評価の一つとして生かしていくということで、具体的な内容は、中学校3年生の全国学力・学習状況調査の英語のテストがそのようになっており、それをモデルに4技能について進めています。

(吉澤委員) その回数を増やすことによって、学力の向上につながっていくのでしょうか。

(教育指導課長) そのとおりです。単に知識だけではなく、自分からアウトプット、表現するということで定着するということで、国も県も進めています。

(下古谷委員)「7－2 施設等の環境整備」の令和3年度の目標値を上方修正したところですが、最終の令和5年度の目標というのが46%になっていますが、これは変わっていないのでしょうか。

(参事兼教育政策課長) 令和5年度に関しては46%というのは、そのままにしています。今後の状況によって、交付金等があれば上方修正などはあるかと思えます。

(下古谷委員) 予算の都合などがあるとは思いますが、最終的には80%くらいまでにする予定なののでしょうか。100%ではなくて、90%くらいなののでしょうか。和式と洋式を最低限共存させると思うので、100%にしてしまうと和式がなくなってしまうので。

(教育次長) トイレの洋式化を各校に進めて、各校に洋式トイレを設置するということをもまず目標にして進めておりますので、その中で学校の長寿命化計画などもございまして、そういったものと合わせながら進めているのが現状です。本来であれば今後の改修に合わせてするのですが、それを待っていますと、改修が後のところがありますので、そのようなところを早めにとということで、洋式化を進めています。現状として、最終形態までイメージをしていないという状況でございます。

(下古谷委員) 洋式化率というのは、学校で一部でも洋式化されたら、その学校は洋式化されたという判断でよろしいのでしょうか。

(教育次長) これは、現状、学校に設置されています便器の器数に対しての洋式化ということですので、実際に学校にある便器に対しての率となります。

(教育長) 学校の全ての便器の数を調査しまして、率を出しております。

(吉澤委員)「2－1 キャリア教育」のところについて、今回、このすずか夢工房を実施した学校の割合というのが載せられています。すずか夢工房以外で今後はどのような計画を立てているのでしょうか。

(教育指導課長) 今、キャリア教育をやっているのは、中学生も今、コロナ禍で中止になっていますが、職場体験学習がありますし、キャリア教育は特別活動を中心にやっていきます。昨年度からキャリアパスポートといって、1年間を子どもたちが振り返ることもありますので、そういった特別活動を学校で中心に子どもたちに1年間通してキャリア教育を進め、年度末にキャリアパスポートでどれだけ自分が成長したかということを実感させていくということも、昨年度から新学習指導要領で進めています。

(教育長) ここに書いてあるのは、一つの指標としてすずか夢工房を設定しているのですが、取組としては様々なものがあります。

(福嶋委員)「7－3 就学が困難な子どもへの支援」で、就学援助制度を周知しますということを通じて7回という目標になっていますが、周知をしていただいて実際に書類を受け付けした方というのは何%くらいで、実際に援助を受けた方というのはどれくらいみえるのでしょうか。コロナがあって、徐々に増えてきているのではないのでしょうか。

(学校教育課長) 周知の仕方についてですが、広報で2回、ラジオ広報で1回、配布を1回、就学児健康診断時に1回、入学説明会で1回、ホームページで1回となっており、ホームページではずっと掲載したままになっています。このように7回周知をさせていただいておりまして、鈴鹿市の就学援助、特別支援教育就学奨励制度はかなり広がっています。パーセンテージですが、ずっと上がってきてはいますが、概ね12%、13%辺りを推移しています。コロナに関しましては、例年とあまり変わらないような状況ですので、コロナがあったからといって、上がっているという要因は今のところ学校の方にも届いてはおりません。

(福嶋委員) 12%、13%というのは、就学困難な方の12%が支援を受けているということでしょうか。

(学校教育課長) 全ての子どもたちの12%、13%になります。

(福嶋委員) 支援が必要な方で、こういう奨励費の恩恵を受けている方はどれくらいいるのでしょうか。利用している方が多いのかどうなののでしょうか。

(学校教育課長) 本市と他市を比較した場合、延べ数と、その時の3月の時点の総数というので、基準が少し違うところはあるのですが、概ね四日市市、津市と変わらない値であると把握しています。

(福岡委員) 変わらない値というのは、どのくらいになるのでしょうか。半分くらいは受けられているのでしょうか。

(学校教育課長) 就学援助制度以外に保護、要保護の方などに対して、また違う支援がございますので、トータルとしてそれがどれくらいかということについてはつかみかねるところです。

(福岡委員) 結構利用している方も多いということで良いのでしょうか。

(学校教育課長) 利用されている方は、問い合わせはたくさんございますし、基準もありますので、その基準に達した方を援助させていただくという制度になっています。

(福岡委員) なるだけ行き届くようにお願いしたいと思います。

(教育長) 基準に基づいて支給をさせていただいているというところでございます。

ほかはよろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。

報告事項2番目の「令和2年度 鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について」をお願いします。

(学校教育課長) それでは、私からは報告事項「令和2年度 鈴鹿市立学校における働き方改革の推進状況」につきまして、説明申し上げます。

3ページを御覧ください。3ページの1にありますように、成果指標及び活動指標の目標値を設定して取り組みました。2がその結果となります。

(1)の時間外職員につきまして、延べ数ですが、月80時間超の職員が200人から76人に、月45時間超の職員が2,347人から900人と減少しました。年間360時間超については、令和2年度からの把握となりますことから、前年との比較はございません。令和2年4月1日から教育委員会規則に1か月に45時間以内、1年に360時間以内と定められたこともあり、全職員の意識改革につながったのではないかと考えています。学校からは部活動のガイドラインを守る意識や留守番電話対応の導入により、教職員の意識に変化が見られるようになったと聞いています。しかし、同じ先生が長時間となる傾向があり、特に、中学校の先生が多く、学年主任、研修長、進路指導主事など、主要な校務分掌を担当している先生が多くなっております。

(2)の時間外労働時間については、1か月当たりの平均となりますが、小中学校で13.5%、小学校で10.5%、中学校で26.9%の減となりました。中学校部活動の活

動日や活動時間について、活動方針の遵守に加え、顧問と副顧問で負担を分け合うことが進んできたことも一因と考えています。

(3)は休暇取得になります。夏季休業日の短縮もあり休暇の取得は減少しました。

4ページを御覧ください。(4)は、三重県、鈴鹿市、学校による、「統一した3項目の取り組み状況」です。目標の「定時退校日に定時に退校できた職員の割合90%」に対して、小学校78.3%、中学校88.9%となりました。また、「60分以内に終了した会議の割合70%」の目標に対して、小学校56.7%、中学校72.9%となりました。特に会議時間短縮について、各学校でペーパーレスや資料の事前配付、事前の時間設定等の工夫をしていますが、議題が多い時や、重要な課題がある場合は長くなったと聞いています。

戻っていただき、2ページを御覧ください。これらを踏まえ、今年度、令和3年度の「学校における働き方改革の推進」になります。考え方や取組、指標等を一枚にまとめたものです。成果目標及び活動目標の目標値は、令和2年度の数値を継続します。目標達成に向けて、今年度は、特に、校務支援システムを活用した出退勤時間の把握、ICTを活用した授業方法や資料の提供と共有化、会議等のオンライン化を進めます。さらに、給食の公会計化に向けても取り組みます。また、スクールライフサポーター、外国人指導助手、学習指導員などの専門家や外部人材の配置の拡大を図ると共に、鈴鹿市運動部活動指針の一層の徹底や、学校における留守番電話対応の推進を図り、小さなことの積み重ねにはなりますが、学校における働き方改革を着実に進めていきたいと考えております。

(教育長)ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら伺いしたいと思います。

(学校教育課長)1点訂正をさせていただきます。4ページの「定時退行」の「行」が間違っていますので、「校」に訂正させていただきます。

(吉澤委員)わずかな期間ですが、素晴らしい成果を上げてみえると思いました。ただ、サービス残業が増えないように、さらに気を付けてやっていただきたいと思います。我が社でもそういったところにすごい心配がありましたので、タイムカード式から顔認証に変えたところ、さらに成果が上がりましたので、参考にしていただけたらと思います。

(下古谷委員)目標値に近く、月80時間超えや45時間超えなどもかなり減っていて、感心させていただいています。ただ、休暇取得のところだけが令和元年度に比べて少し減ってきています。昨年度は夏休みなどでもコロナ禍で、先生方もやることがたくさんあったので、仕方がないと思っております。ただ、目標を立てたのであればできる限り近づけてほしいと思いますので、今年度については目標値に近づくような、さらなる取組をやっていただきたいと思います。

(山中委員)目標値の、月45時間を超える職員、年間360時間を超える職員を0人にと

いうところですが、現在 900 人の方が月 45 時間を 0 人にということで、相当減ったわけですが、900 人という数はまだまだ多いと思います。それを 0 に目指して頑張っていたきたいわけですが、さらにコアな方が残っているように思います。その方々を減らしていくということは、各学校で個々の具体的な対応が必要になってきて、掛け声だけでは終わらないのではないかと思います。その辺はどのように認識されていますでしょうか。

(学校教育課長) 既にコアな方たちに対しまして、各学校で校長がアプローチをかけています。その上で少しずつでもその方たちの意識改革と仕事の分担のやり直しというのをさらに進めていきたいと思っています。

(下古谷委員) 部活動の話がありましたが、顧問と副顧問でうまく日数の割振りをして、減ってきているのだと思います。中学校の場合だと、外部コーチというのも来ていただいて、教員の方の負担を少しでも減らそうという試みをされていると思いますが、普及はしているのでしょうか。

(教育指導課長) 外部指導については進めていますが、まだまだ進んでいません。外部指導をやっていただく方を探すというところで、クラブとやっていただく方のマッチングなどを進めていきたいと考えています。

(下古谷委員) やっていただける方を探すというのは難しいと感じています。また、熱心に部活動をやりたいという先生もいますので、なかなか休日のうちの 1 日を休みにというのは恐らく守られていると思いますが、土日両方ともやっているという部活動があるとも聞いたりします。やはり外部の方の支援や外部コーチなど、また外部のクラブなどと協力してということがこれからは必要な時代だと思います。三重県の高校の先生などは、外部団体に委嘱した形で、教員として入るのではなくて、委嘱した形で入るということで、同じことをやっていても身分が違うということで、やりたい方はやってもらうということを聞いたことがあります。基本的には休んでいただいた方がよいと思いますが、現実には難しいところがあります。中学校など先生方は休みたい方が多いと思いますので、その辺の配慮等をやっていただきたいと思います。

(福島委員) 目標値の達成度が高いので、驚いています。それぞれで努力されたのかと思ったのですが、現場の先生方はこのような動きに対して、どういう意見を持っているのでしょうか。

(学校教育課長) 目標を設定するに当たりましては県の教育委員会の目標を基に作りまして、働き方改革につきましては、職員代表の方とも話をする機会がありまして、こちらの方で教育委員会から、若しくは校長からの働き方改革を進めるだけではなく、現場の方からも意識を変えていかなくてはならないということで、確かに目標値は高いのですが、お互いに目標に向かって頑張っていこう、改革していかななくては

いけないという意識で取り組んでいます。

(福島委員) 教員の方々も同じ方向を見てやっているということなのですね。

(学校教育課長) 職員団体の方たちとも年2回の働き方改革の会議と、それ以外にも頻繁に会う機会がございますので、働き方改革については一丁目一番地ということで、お互いに意識しながら進めています。職員団体の方の取組のほうも時間外を使っていますので、そちらの方も改革をしていくという意識で取り組んでいます。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。

報告事項3番目の「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 資料5ページ、6ページを御覧ください。

「1 市内の発生状況について」報告します。4月26日現在で、市内の発生数は4月分が89件、延べ590件という状況です。

「2 市立小中学校(児童生徒)の感染状況等」についてですが、前回の定例会以後の数字となっております。合わせて5名となっており、加佐登小学校につきましては4月22日から4月25日までの学年閉鎖をしておりましたが、追跡調査の関係上、4月26日まで延長し、閉鎖をさせていただき、ホームページで公表もさせていただきました。

続きまして6ページの「3 三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」発出に伴う市立小中学校の対応等の周知について」ですが、これは、各小中学校長への通知を4月20日に発出させていただいております内容の抜粋になります。

まず1点目、修学旅行についてでございますが、①「緊急警戒宣言」発出期間中に実施予定の場合は緊急警戒宣言解除後への日程に変更する。「緊急警戒宣言」発出期間中に実施する場合は、旅行先を県内に変更する。緊急警戒宣言解除後についても、見学、体験及び宿泊について、まん延防止等重点措置区域及び緊急事態宣言実施地域を避ける。②として、宿泊日数について柔軟に計画する。③として、「新型コロナウイルス感染症対策に係る令和2年度鈴鹿市立小中学校の修学旅行実施に係るガイドライン」等に基づき、実施計画を作成すること。④社会見学についても修学旅行に準じての実施とする。

また、「(2)「緊急警戒宣言」期間中における部活動について」では、①校内での休日の活動については、3時間以内とし、昼食を伴わない午前または午後のみ活動とする。②練習試合及び合同練習等について、県外への遠征は行わない。県内への遠征は、競技大会等、計画済みで変更が困難なもの以外は行わない。③市内及び県内であっても宿泊を伴う活動は行わない。④個人競技は、3校まで集まっての合同練習は可とする。団体競技における練習試合は、自校と相手校の2校での実施を可とする。このような形で通知をさせていただいております。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(福島委員) 感染者が出ても、濃厚接触者ではなかったということですが、やはり学校でも日々注意をしていただいている結果であり、ありがたく思います。また、修学旅行の日程が変更となると、いろいろな支障が出たり、キャンセル料なども発生したり、どこに行けば良いのかという選考に悩んだりということがあると思います。キャンセル料などが出るとどのようにするのでしょうか。

(教育次長) 昨年度も同様に修学旅行を計画し、計画変更を行ってきたところでございます。県外から県内への変更などを行い、それに伴いキャンセル料の発生もしました。それについて、昨年度は市の方で公費負担をするという判断をさせていただきましたが、今年度については、検討中ということでございます。

(下古谷委員) 5月くらいに中学校3年生は修学旅行で富士急ハイランドか富士ワールドサファリに行くような学校もあると聞きましたが、警戒宣言が出ている場合には、変更するということですか。

(教育指導課長) 三重県の警戒宣言が基準になります。昨日の延長で5月11日までということになりましたので、それに伴い、期間中であれば修学旅行を延期ということですが、ただ、三重県から県内でも移動を控えるようにという指示がありましたので、それに則って学校も進めております。

(下古谷委員) 子どもたちは修学旅行に行きたいと思いますので、可能ならば行かせてあげたいと思います。

(教育長) なんとか秋に実施できるようにと思います。
ほかにはよろしいでしょうか。

(福島委員) 「遙か」を見させてもらったのですが、長年、教育委員をさせてもらっていますが、最近の「遙か」は実践的になってきて、配慮をしてもらっていると感じました。今回、4月号の教育長の「新年度のスタートにあたり」というテーマのところで、芸術面でも大事ですという趣旨になっていると思います。教育長もそう思ってみえるし、私たちも知識も大事ではありますが、情緒面というのが美しいものは美しい、悲しいことは悲しいと素直に入るようになるのが一番良いと思います。是非、この教育長の今年度の指針というのが生かせたら、この一年やっていただいたら良いと思います。

(教育長) 教育委員会の願いや思いが学校現場に届くようにと思って、担当者共々、またこれから頑張ってやっていきたいと思っています。貴重な御意見ありがとうございます。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。

「令和３年５月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和３年５月教育委員会定例会でございますが、令和３年５月
25日（火）午後２時から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議ないようですので、令和３年５月教育委員会定例会を令和３年５月25
日（火）午後２時から教育委員会室において開催することにいたします。

(教育長) 以上をもちまして、令和３年４月教育委員会定例会を終了いたします。あり
がとうございました。

4月教育委員会定例会終了 午後３時０２分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 中道 公子

委 員 吉澤 時子